

大市農水第0491号
令和 7年 1月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大村市長 園田 裕史

市町村名 (市町村コード)	大村市 (42205)
地域名 (地域内農業集落名)	鈴田地区 (小川内) 小川内集落
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月25日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・各圃場が狭く、農作業の効率が悪いため基盤整備が必要
- ・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しいと感じる。
- ・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とした、生産活動をおこなう。
- ・集落の農地利用は、認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地(多面的機能支払と中山間地域等直接支払対象)及びその周辺の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず農地バンクを積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

営農が困難になった場合は農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう農地バンクを通じて貸付を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金を活用し、農用地の維持管理を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、法人等に農地を引き受けてもらうことも検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業委託の取組について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行う。また、未設置箇所については、ワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組み、捕獲体制の構築等にも取り組む。

⑦中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金を活用し、農用地の維持管理を行う。

⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、推進委員及び地域代表者への確認を書面等による簡易な方法による協議を行う。